

第2回 SAGA パラスポ2026開催要綱

1 目的

SAGA2024全障スポの開催によって盛り上がったパラスポーツ推進の機運を未来につなげるため、障がいのある方々のスポーツ活動の目標となり、モチベーション維持につながる佐賀県独自のパラスポーツの全国大会を開催する。

2 名称

第2回SAGAパラスポ2026

3 主催

佐賀県(SAGAアスリート育成強化推進本部)

4 共催

一般社団法人佐賀県パラスポーツ協会

5 競技別共催

吉野ヶ里町(ゴールボール)、唐津市(車いすバスケットボール)、鹿島市(フライングディスク)、小城市(バレーボール(聴覚障がいの部))、鳥栖市(バレーボール(知的障がいの部))、佐賀市(ボッチャ)、太良町(ソフトボール)

6 競技運営主管団体

一般社団法人佐賀県バスケットボール協会、佐賀県障害者フライングディスク協会、佐賀県バレーボール協会、佐賀県ボッチャ協会、一般社団法人佐賀県ソフトボール協会

7 後援(予定)

スポーツ庁、公益財団法人日本パラスポーツ協会、一般社団法人日本ゴールボール協会、一般社団法人日本車いすバスケットボール連盟、特定非営利活動法人日本障害者フライングディスク連盟、一般社団法人日本ボッチャ協会

8 大会期間

令和8年度(2026年度)内

9 実施競技、開催期日及び会場

競技名	対象障がい区分	大会開催日	競技会場
ゴールボール	身体(視覚)	令和8年8月29日(土) 30日(日)	吉野ヶ里町 文化体育館

車いすバスケットボール	身体(肢体)	令和8年10月3日(土) 4日(日)	唐津市文化 体育館
フライングディスク	身体・知的・精神	令和8年 11月22日(日)	鹿島市陸上 競技場
バレーボール (聴覚障がいの部)	身体(聴覚)	令和8年11月28日(土) 29日(日)	小城のリスports センター
バレーボール (知的障がいの部)	知的	令和8年12月5日(土) 6日(日)	サロンパス® アリーナ
ボッチャ	身体(肢体)	令和9年1月30日(土) 31日(日)	SAGA プラザ
ソフトボール	知的	令和 9 年3月13日(土) 14日(日)	太良町 B&G 海洋 センター運動広場

10 参加者及び出場資格

(1) 出場選手は、次の全ての条件を満たす者とする(ただし、競技別実施要領で出場資格を別に定める競技についてはこの限りではない)。

① 年齢は令和8(2026)年4月1日現在で 13 歳以上とする。

② 資格要件は次のとおりとする。

(ア) 身体障がい者は、身体障害者福祉法(昭和 24 年法律第 283 号)第 15 条の規定により、身体障害者手帳の交付を受けた者。

(イ) 知的障がい者は、厚生事務次官通知(昭和 48 年9月 27 日厚生省発児第 156 号)による療育手帳の交付を受けた者。あるいは、その取得の対象に準ずる障害のある者。

(ウ) 精神障がい者は、精神保健及び精神障害者福祉に関する法律(昭和 25 年法律第 123 号)第 45 条により精神障害保健福祉手帳の交付を受けた者。あるいは、その取得の対象に準ずる障害のある者。

(2) 団体競技(車いすバスケットボール、バレーボール(知的障がいの部・聴覚障がいの部)、ソフトボール)に出場するチームは、次のとおりとする。

① 佐賀県の代表チーム

② 今年度の全国障害者スポーツ大会(青森大会)に向け、全国6ブロックでのブロック予選会により2位以下となった都道府県又は指定都市の代表チーム

③ 九州ブロック予選会の参加チーム(①及び②のチームを除く)

④ その他主催者が適当と認めたチーム

(3) 団体競技(ゴールボール)に出場するチームは、次のとおりとする。

① 佐賀県の代表チーム

② 公募により参加決定したチーム

③ その他主催者が適当と認めたチーム

11 競技規則

- (1) ボッチャ、車いすバスケットボール、フライングディスク、バレーボール(聴覚障がいの部・知的障がいの部)、ソフトボールに適用する競技規則は、令和8(2026)年度に適用の全国障害者スポーツ大会競技規則(公益財団法人日本パラスポーツ協会制定。以下「大会競技規則」という。)及び別に定める競技別実施要領によるものとする。ただし、フライングディスクに関しては、10(1)②(ウ)で定める精神障がい者等の参加も認めるものとする。
- (2) ゴールボールに適用する競技規則は、IBSAGoalball Rules and Regulations 2025-2028 及び別に定める競技別実施要領によるものとする。

12 参加費用

参加料:無料

ただし、大会参加に係る費用(旅費、宿泊費等)は、参加者の負担とする。

13 健康・安全管理

選手団の健康・安全面については、参加者において十分配慮するものとし、主催者においては、応急の処置のみを行う。

14 個人情報及び肖像権に関わる取扱い

- (1) 主催者は個人情報保護に関する法令を遵守し、参加申込で得た情報を本大会に係わる業務のために利用し、目的以外に利用しない。
- (2) 参加者は、参加申込書の提出をもって、大会中に撮影された写真及び映像の公開に関する取扱いについて承諾をしたものとする。

15 その他

この要綱に定めるもののほか、大会の実施に関して必要な事項は別に定める。

附 則

この要綱は、令和8(2026)年4月1日から施行する。

この改正は、令和8(2026)年6月12日から施行する。

この改正は、令和8(2026)年7月9日から施行する。

この改正は、令和8(2026)年8月10日から施行する。